

事例研究～中国ビジネス法務

新最高人民法院長就任と
司法改革の行方北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

2013年3月15日、中華人民共和国第12期全国人民代表大会（全人代）第1回会議にて、周強氏が最高人民法院長に選ばれました。政治色の強かった前任の王勝俊氏から若手ホープの一人である周氏へのバトンタッチが中国の司法改革にどう影響するのか、これまでの司法改革の主な状況を踏まえつつ、以下に検討してみたいと思います。

◇ 1998年～2008年：司法改革スタートさせた肖揚院長時代

1998年から2008年まで10年にわたり、中国人民大学法学部出身で司法部でのキャリアが長い肖揚氏が最高人民法院長を務め、99年に中国の司法改革スタートの象徴といえる人民法院第1回五カ年改革綱要（改革綱要）が公布されました。第1回改革綱要では39の改革案が打ち出され、裁判官法、国家司法試験実施弁法の公布、国家統一司法試験による新たな裁判官任用の実施、人民法院内部における権限の明確化、法定審理機能の強化など多くの改革目標が実現しました。特に、司法裁判の専門化、裁判のレベルおよび効率アップ、政治色の排除において顕著な効果が見られました。

05年に公布された第2回改革綱要では、最高人民法院が死刑決定権を取り戻すという画期的な改革案が実現しました。これによって死刑にかかる二審案件はすべて開廷方式となり、誤った死刑判決を是正し、冤罪（えんざい）を防止する上で大きな役割を果たしました。

◇ 08年～13年：政治色強かった王勝俊院長時代

08年、王勝俊氏が最高人民法院長に任命されると、「三つの至上主義」（党の事業至上、人民の利益至上、憲法法律の至上）の原則を打ち出しました。これが人民法院の実務上の原則とされたため、法曹界と実業界の両方で大きな議論を呼び、特に「党の事業至上」が重視されたことは法曹界でも疑問の声が上がりました。09年に公布された第3回改革綱要では、政治色を強めることが再び強調されました。同年「調停優先、調停と裁判を結びつける」原則が発表され、11年に中華人民共和国人民調停法が施行された後には、「調停優先」のマイナス面が実務において浮き彫りとなります。調停を何度も繰り返し、長期間決着しないケースが増加したことから、当事者の権利の保護や裁判所の権威についてなどさまざまな議論が沸き起こりました。

◇ 13年～：改革の進展に期待、周強新院長就任後

周強氏は西南政法大学法学部を卒業後、司法部に配属され、法制度確立に一貫して携わりました。95年に司法部法制司長、98年～06年は胡錦濤前国家主席と同じ共産主義青年団（共青団）のトップである第一書記、07年に湖南省長に就任し、法律畑の政治家としてキャリアを積みました。法学専攻、司法部出身、地方党委員会での政治活動など、周強院長は学歴や経歴において肖揚元院長と似ている部分が多く、今後5年ないし10年以内には司法改革をさらに進め、政治色が薄まる傾向になることが期待されています。今年中に公布が予定されている第4回改革綱要は、院長が交代した後、最初に発行される重要な司法改革指導文書であり、最高人民法院の過去の司法改革に対する総括と今後5年間の司法改革の方向性や主な内容が盛り込まれるものと予想されます。

また、3月4日に全人代で発表された「13年政府活動報告」では、法治体制の推進が掲げられ、法定の権限と手続きにのっとって権力を行使することが盛り込まれています。さらに國務院総理（首相）に選ばれた李克強氏も北京大学法学部出身であり、憲法の重視と法治主義をより推し進める姿勢をうかがわせています。今後、より一層公正な司法、効率的な裁判、法律の適用等において望ましい変化がもたらされれば、外資系を含む企業の権利保護という面においても道が開かれることとなり、今後の司法改革の行方が期待されると言えるでしょう。